

平成18年度

長野市包括外部監査結果報告書

市債について

長野市包括外部監査人

西澤 利雄

# 目次

<b>I</b>	<b>監査の概要</b>	<b>2</b>
1.	監査の種類	2
2.	特定の事件（監査テーマ）	2
3.	監査対象年度	2
4.	監査対象部局	2
5.	包括外部監査人及び補助者	2
6.	特定の事件の選定理由	2
7.	監査の要点	3
	(1) 市の財務事務の合规性	3
	(2) 市の財務事務の効率性	3
	(3) 市の財務事務の有効性	3
8.	監査手続	3
9.	監査の実施期間	4
10.	利害関係	4
<b>II</b>	<b>監査対象の概要と監査の結果及び意見</b>	<b>5</b>
1.	会計区分	5
2.	地方債（市債）の概要	5
	(1) 地方債とは	5
	(2) 地方債が発行できる場合	5
	(3) 地方債制度の枠組み	6
	(4) 地方債の発行手続	7
3.	長野市における過去5年間の地方債の残高	14
	(1) 一般会計における市債	15
	(2) 特別会計における市債	15
	(3) 企業会計における市債	16
4.	プライマリーバランスからみた返済可能額	16
5.	起債の交付税措置	16
6.	普通会計での市債分析	18
	(1) 残高の推移と将来予測	18
	(2) 他市との比較	21
7.	特別会計での市債分析（普通会計を除く）	22
	(1) 農業集落排水事業特別会計	23
	(2) 駐車場事業特別会計	24
	(3) 飯綱高原スキー場事業特別会計	25
	(4) 簡易水道事業特別会計	26
	(5) 戸隠下水道事業特別会計	27
	(6) 鬼無里下水道事業特別会計	28
8.	企業会計での市債分析	29
	(1) 水道事業会計	29
	(2) 下水道事業会計	30
	(3) 下水道事業会計での収支状況	31
	(4) 病院事業会計	33
	(5) 戸隠観光施設事業会計	34

報告書中の表は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

# I 監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び長野市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年 3 月 30 日長野市条例第 4 号）の規定に基づく監査

## 2. 特定の事件（監査テーマ）

市債に係る事務の執行

## 3. 監査対象年度

平成 17 年度（ただし必要に応じて他の年度も監査対象とした。）

## 4. 監査対象部局

財政部財政課、ほか関係部局

## 5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

西澤 利雄 公認会計士

補助者

弓場 法 公認会計士

中島 祐二 公認会計士

福井 利幸 公認会計士

鈴木 祥浩 公認会計士

富岡 慶一郎 公認会計士

手間本 武臣 公認会計士

飯沼 尚顕

## 6. 特定の事件の選定理由

市の借入金である市債残高は平成 17 年度末の一般会計で 1,720 億円となっており、ピーク時の 1,921 億円（平成 9 年）より約 10%減少しているが、依然として年間歳入額を上回る高い残高水準にある。このため、市債を伴った事業への取組について監査をすることが財政の健全化に役立つと考え選定した。

また、市債の発行により入金される金銭は発行年度の市の歳入として扱われる。この点では市税や国民健康保険料と同様であるので、収入をテーマとする今回の監査対象としている。

平成 17 年度 一般会計予算

(単位：百万円)

歳入内訳	当初予算額	歳出内訳	当初予算額
市税	54,356	民生費	30,101
地方交付税	20,600	土木費	23,890
国庫支出金	11,928	公債費	23,817
市債	9,493	教育費	13,420
貸付金元利収入	9,427	商工観光費	11,414
各種交付金	7,062	衛生環境費	11,352
基金繰入金	6,102	総務費	11,076
県支出金	4,395	その他	9,486
地方譲与税	2,785		
その他	8,411		
合計	134,560	合計	134,560

(平成 17 年度長野市一般会計歳入歳出予算より抜粋)

なお、市債は市税や国民健康保険料と異なり金利を付して返済（「公債費」の名称で市の歳出となる）する必要があり、この支出も大きいので、この点についても考慮する。

## 7. 監査の要点

### (1) 市の財務事務の合规性

- 市の借入（起債）事務は法令等に従って行われているか。
- 市の借入先選定は公平に行われているか。
- 借入先に対する支払金利の算定は適正か。
- 市の借入金返済は法令等に従って行われているか。

### (2) 市の財務事務の効率性

- 市の借入は効率的に行われているか。
- 市の借入規模は経済的であるか。
- 市の借入期間、金利は経済的であるか。
- 市の借入期間中の管理は効率的に行われているか。

### (3) 市の財務事務の有効性

- 市の借入金残高管理は意思決定に有用であるか。
- 市の借入金返済計画に無理はないか。

## 8. 監査手続

- (1) 市債の発行事務の執行について、担当者への質問、申請書類及び関係書類との照合を行った。
- (2) 市債残高の推移を把握し、その変動要因について考察を行った。

- (3) 1人当たり市債残高について他市との比較を行い、残高の妥当性を検証した。
- (4) 会計別の市債残高の推移を把握し、変動の要因や傾向の分析を行った。
- (5) 市のプライマリーバランスを試算し、今後の返済計画の合理性を検証した。
- (6) 公債費に占める金利の割合を把握し、その負担の程度を確認した。

## 9. 監査の実施期間

平成18年7月3日から平成19年2月15日まで

## 10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## II 監査対象の概要と監査の結果及び意見

### 1. 会計区分

内容に入る前に、今回の報告書では会計について、一般会計、特別会計、企業会計、普通会計といくつかの用語が出てくるので、まずはこの点を整理するので、留意いただきたい。

#### ①一般会計

一般会計とは、地方公共団体の会計の中心部分であり、行政運営の基本的な経理を網羅して計上した会計をいう。

#### ②特別会計

特別会計とは、特定の事業の損益や資金の収支などを明確にするために設けた会計単位で、市が条例により設置したものであり、一般会計とは独立している。

#### ③企業会計

企業会計とは、地方公共団体が水道事業や病院事業等の公営企業を経営する場合に、事業経営の状況を理解するために設けた特別会計で、地方公営企業法の全部又は一部を適用した会計をいう。

#### ④普通会計

普通会計とは、地方公共団体の会計のうち、企業会計、農業集落排水・駐車場・観光施設等で、地方公営企業法非適用の公営企業に係る特別会計及び保険・保健・共済等の特別会計を除く会計をいう。地方公共団体ごとに一般会計、特別会計の範囲が異なるため、財政比較や統一的な掌握が困難なことから、地方財政統計上、統一的に用いられる。

### 2. 地方債（市債）の概要

#### (1) 地方債とは

地方公共団体が、財政収入の不足を補うための資金調達によって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものである。この内、市が主体になって行うものを市債という。

#### (2) 地方債が発行できる場合

地方自治体の歳出は、原則として地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとされている。そのため、地方債をもってその財源とすることができるものを限定している（地方財政法第5条）。

このような、地方債を財源とすることができる事業のことを適債事業という。適債事業は将来にわたり事業効果が及ぶ建設事業などが代表的なものであり、社会福祉等のソフト事業は単年度で完結してしまうので、原則、起債対象とはならない。

適債事業は、地方財政法第5条に定められているが、それ以外の事業で政策的に起債を認める必要がある場合、政府は特例法を定めて適債事業を拡大している。

地方財政法第5条に基づいて発行される地方債は5条債、特例法に基づいて発行される地方債は特例債と呼ばれている。

特例債はさらに、特定目的事業の財源として発行される地方債と、地方財政対策のための地方債とに分けられる。

### ① 5条債

ア.	公営企業に要する経費
イ.	出資金及び貸付金
ウ.	地方債の借換
エ.	災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業
オ.	公共施設又は公用施設の建設事業費及び土地等の購入費

### ② 特例債（特定目的事業の財源として発行される地方債）

特例債	根拠法令
合併特例債	市町村の合併の特例に関する法律
辺地対策事業債	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法

### ③ 特例債（地方財政対策として発行される地方債）

特例債	根拠法令	備考
減税補てん債	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律 第13条	一般財源と同様、使途が限定されていない。
臨時財政対策費	地方財政法第33条の5の2	
退職手当債	地方財政法第33条の5の5	退職手当に充当

## (3) 地方債制度の枠組み

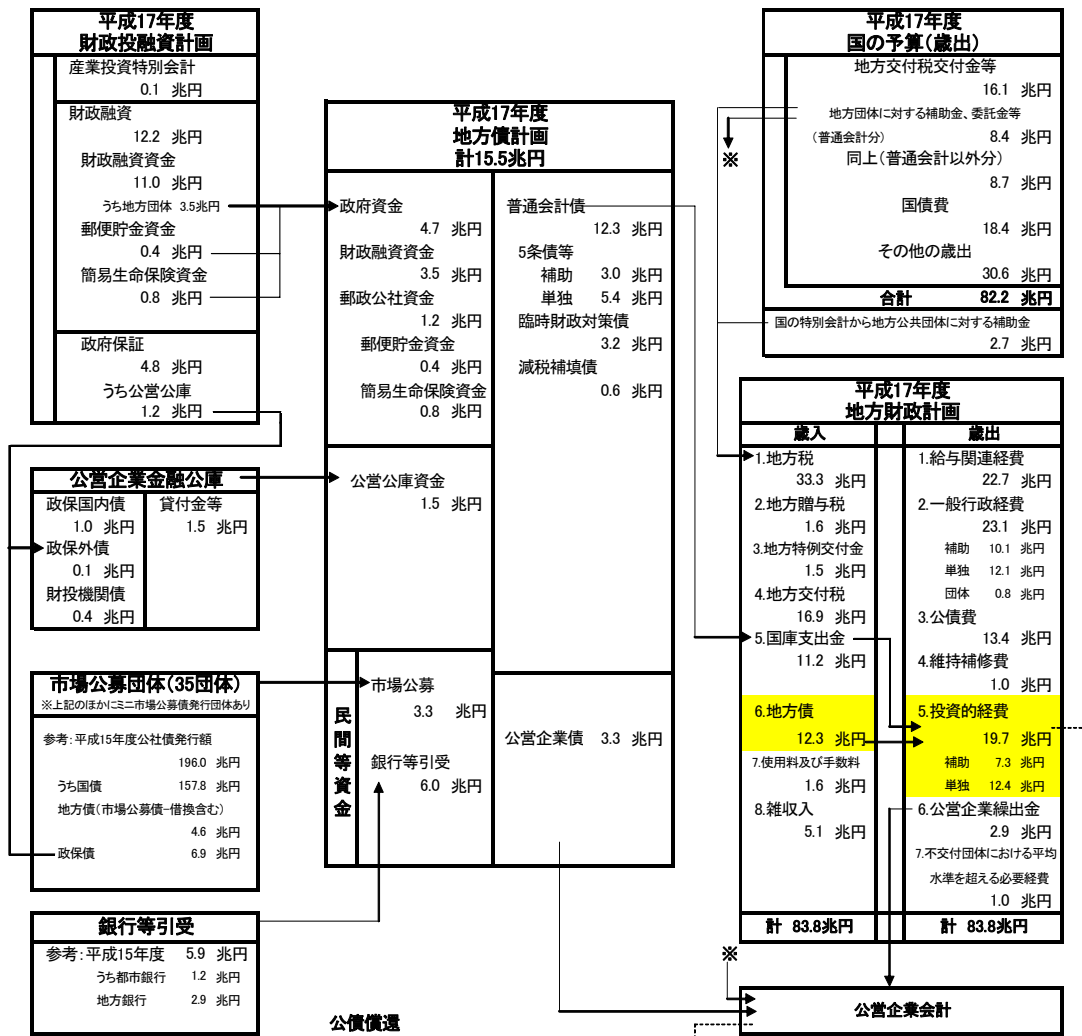
普通会計での地方債は、毎年度内閣が策定する地方財政計画にその発行額及び元利償還に要する経費が計上されるので、実質的には国が財源保障を行っていると見ることができる（協議制度の下で、総務大臣等の同意を得ず、市議会への報告により発行する分を除く）。

公営企業分を含む地方債全体の起債発行（許可）予定総額は、国の予算編成の過程で決められ、さらに地方財政計画や財政投融资計画との整合を図りながら、総務省が地方債発行に関する年間計画である地方債計画とする。

市債の発行にあたっては国と県、県と市間の調整が行われ、結果として地方債計画の枠に発行額が収められることになる。

なお、平成17年度の地方債計画の概要は次のとおりである。

地方財政計画等と地方債計画との関係（平成17年度）



(財団法人 地方債協会資料より)

(4) 地方債の発行手続

地方債の発行は、平成17年度までは許可制度とされていたが、平成18年度からは協議制度に移行している。

① 許可制度

地方債の許可制度は、国（都道府県）と地方公共団体という公権力主体相互において、本来自由である地方団体の長期資金借入れという私法行為について、次の観点から国に行政関与手段を認めたものである。

- ア) 地方公共団体と国及び民間相互間の資金需要の調整
- イ) 地方公共団体間の資金配分の公平
- ウ) 地方公共団体の財政運営の適正化を図る。
- エ) 地方債償還財源の保障と地方債の信用力の補完

なお、地方自治法では、国（都道府県）の関与については、その目的を達成するために必要な最小限のものとするとともに、地方公共団体の自主性・自立性に配慮しなければならないとされている（地方自治法245条の3）。



許可基準としては、地方公共団体の行う住民全体の恒久的な福祉の維持向上に寄与する緊急な事業のうち、事業効果の大きいもので、地方債を持って措置することが適当と認められる事業等であるとされている。なお、許可等については、法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定め、かつ行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならないとされている（地方自治法第 250 条の 2）。

地方公共団体が地方債を起こす場合には、地方財政法第 5 条による制約があり、かつ予算審議を通して議会の議決を経て許可の申請が行われる。

事業の決定権は、あくまで地方公共団体の議会に属するものであり、仮に住民の反対などにより事業が中断、廃止された場合には、許可前であれば許可申請の取り下げ、許可後であれば当該借入れを行わないこととなる。

地方債の許可は許可予定額に基づいて行われるが、市町村分の許可予定額は、総務大臣から各市町村の属する都道府県ごとに許可予定額の枠が配分され、当該都道府県知事がこの枠の範囲内において市町村ごとに決定するものであり、起債許可額の内示的性格を有する。

## ② 協議制度

協議制度は平成 18 年度から導入された制度であるが、その概要は次のとおりである。

ア.	地方債を発行する場合には、都道府県・指定都市にあつては総務大臣、市町村・特別区等にあつては都道府県知事に協議しなければならない。
イ.	協議において、総務大臣又は都道府県知事が同意をした地方債についてのみ公的資金の借入れができる。大臣等が同意した地方債についてのみ、その元利償還金が、地方財政計画に算入される。
ウ.	地方自治体は、同意が得られなかった場合にも、地方債を起こすことができる。その場合には議会への報告が義務付けられる。
エ.	総務大臣は毎年度、起債に同意する基準を定め、同意を要する地方債の予定総額などの書類を作成しこれを公表する。

なお、協議制度に移行した後も、次の各指標が一定水準を超える場合には、地方債の信用維持等の観点から地方債の発行に許可を要することとされる。

次表のような一定水準を超えた地方自治体が起債する場合には、地方自治体は、赤字・公債費負担の適正化のための計画（財政健全化計画・公債費負担適正化計画）を策定するものとし、当該計画の内容、その実施状況等を勘案し、総務大臣等による許可がなされる。

赤字比率 (普通会計)	実質公債費比率 (普通会計)	赤字比率 (公営企業)
標準財政規模に応じ、 2.5%～10%以上の赤字	18%以上（当該年度以前 の3ヵ年の平均）	資金の不足額（流動資産－流動 負債）が営業収益の10%以上

(長野市財政課資料より)

(ア) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、公債費による財政負担の割合を示す指標であり、公債費相当額に充当された一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表す。

実質公債費比率の算定式は次のとおりである（地方財政法第5条の4第1項第2号）。

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの

C：元利償還金に充てられる特定財源

D：普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

E：標準財政規模

市における過去3ヵ年の実質公債費比率及びその3ヵ年の平均は以下のとおりである。

平成15年度	平成16年度	平成17年度	3年平均
16.26%	17.60%	16.94%	16.93%

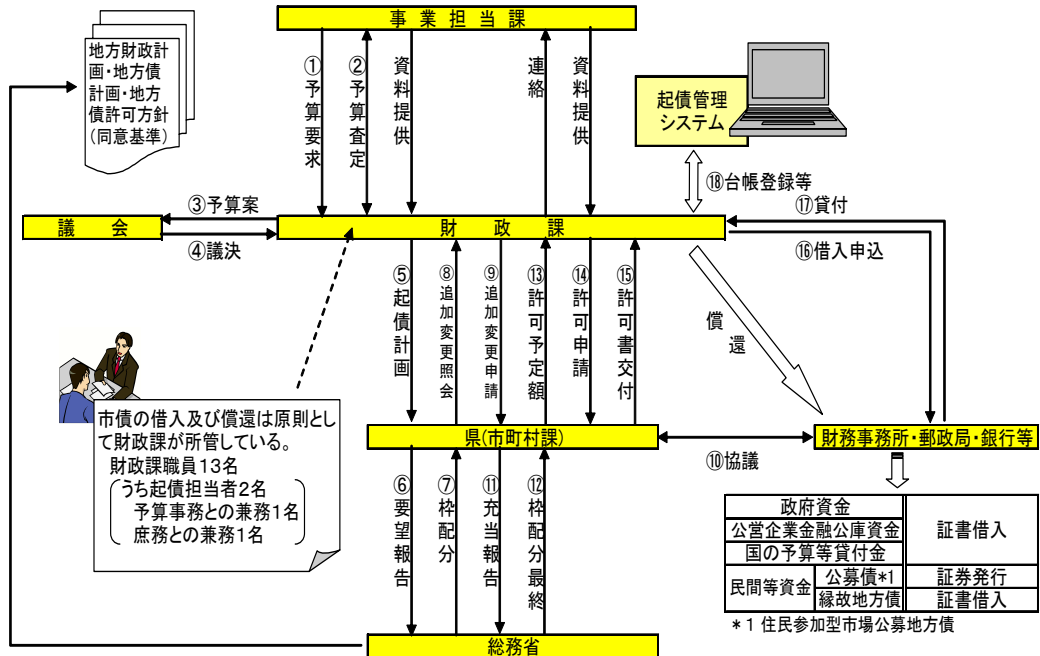
(長野市財政課資料より)

(意見)

現時点では、市の実質公債費比率は16.93%であり18%を下回る水準となっているため健全性が維持されているが、18%まで1.07ポイントしかないとも言えるので現状に甘んずることなく実質公債費比率を引き下げる努力を継続してもらいたい。

③ 起債の事務手続の流れ（平成 17 年度以前の起債許可制度下のもの）

起債の事務手続の流れは以下の図のようなものである。



長野市財政課資料より

起債事務は、まず、事業担当課から事業にかかる予算の要求が財政課に行われ、内容について財政課で査定が行われる（①、②）。査定後の予算は議会に提出され、予算の議決を得る（③、④）。

議会議決後の予算を元に財政課で起債計画（起債申請書）を作成し、県の市町村課へ提出する（⑤）。長野県では、各市町村から提出された起債計画を元に総務省へ起債に関する要望報告書を提出し（⑥）、総務省からは暫定的な枠配分が県へなされる（⑦）。

県は、市町村に対して事業の進捗により起債計画の追加、変更が必要かどうかに関して照会を行い（⑧）、市は具体化した事業費と当初の計画との間で生じた起債に関しての追加、変更について県へ申請書を提出する（⑨）。

県は、各市町村から提出された追加変更申請書をベースに財務事務所と充当の協議を行う（⑩）とともに、総務省に対して充当報告を行う（⑪）。

総務省は最終的な起債枠の配分を県に通知し（⑫）、県は起債の許可予定額を市に通知する（⑬）。市は、許可予定額を元に最終的な起債の許可申請を行い（⑭）、県は申請に対して許可書を交付する（⑮）。

市は、許可書に従って、財務事務所・郵政局（現支社）・銀行等へ借入の申し込みを行い、事業資金を調達する（⑯、⑰）。

この事務フローについて、平成 17 年度の起債 10 件のサンプルを入手して手続を確認したところ、問題点は発見されなかった。

#### ④ 起債額と交付税措置額

事業が決まることでその事業に対する起債限度額が決まる。起債の限度額は地方財政法施行令第6条第4項に基づき総務大臣によって定められている。

実務上使用している県のマニュアルでは、次表のように事業内容によって事業費の内、どれだけの割合が起債できるかを充当率として示している。さらにこの表では起債した部分の内、将来の償還に際して地方交付税が措置されることで実質的には市の負担とならない部分がどの程度あるかを、交付税算入率として定めている。

たとえば事業規模 100 百万円の道路事業の場合には、40 百万円まで起債をすることができ、償還に際しては 20 百万円の地方交付税が措置されることになる。

起債事業別充当率・交付税措置の状況（一部）

項目	事業内容	充当率	交付税算入率
一般公共事業	河川事業	60%	50%
	農業農村整備	60%	50%
	都市計画	25%	50%
	治山・治水、農道、林道、公園	60%	50%
	道路	40%	50%
臨時財政対策債		100%	100%
減税補填債		100%	100%

（長野市財政課資料より）

なお、臨時財政対策債は、基準財政需要額（標準的な行政を合理的水準で実施した場合に必要と想定される、国庫補助金や使用料などを除いた一般財源の額であり、標準的な市が合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な経費内訳や人口、面積、人口構成等の各種データを数値化したものから算定する。）から計算される限度額まで、減税補填債は恒久的な減税による市税の減収額の4分の1まで、それぞれ起債が認められている。また、いずれの市債もその元利償還金相当額が後年度の基準財政需要額に算入されるので、実質的には市や市民の負担とはならないものといえる。

この表は起債の上限額を算出するものであり、これ以下での起債を行うことは何の問題もない。

だが、実際には一般財源に余裕がない（将来計画を見た場合、財政調整のための基金残高は最低で 80 億円にまで減少する見込み）ため、市の現状では、限度額まで起債している。臨時財政対策債、減税補填債についても、限度額まで発行しており、市の財政状態からすると、ここに裁量の余地はない。

#### ⑤ 償還期間と利率

市債の引受先（資金区分）については県との調整段階で指示が出される。

償還期間、利率については事業の種類や起債の時期、引受先に応じて起債許可予定（同意予定）の段階で概ね決まる。一部銀行等引受債については引受先を民間金融機関間の利率入札により決定しているが、償還期間については今まで選択の余地はなかった。

## 償還期間一覧表

(単位：年)

項目	事業内容	資金区分				
		政府資金			公庫資金	銀行等
		財政融資	郵貯	簡保		
一般公共事業	河川事業	20	20	20		10
	農業農村整備	10	10	10		10
	都市計画	20	20	20		10
	治山・治水	20	20	20		10
	道路	15	15	15		10
下水道		30		30	28	10
臨時財政対策債		20	20	20		20
減税補填債			20	20		20

(注)銀行等引受資金については、一般的な償還期間を記載してあるが、借入先との協議により変更となる場合もある。

(長野県作成のマニュアルより抜粋)

ここでの償還期間はあくまでも最長期間を示しているが、市では上と同じ理由から、これを短縮せずに償還期間としている。

## 財政融資資金貸付金利

(返済条件：元利均等償還、据置期間なし、年2回返済の場合)

(平成18年7月10日現在)

(単位：年利%)

期間	見直しなし	5年後金利見直しでの当初5年間	10年後金利見直しでの当初10年間
5年以内	1.2		
5年超6年以内	1.4	1.3	
(中間略)			
9年超10年以内	1.7	1.4	
10年超11年以内	1.8	1.5	1.8
中間省略			
14年超15年以内	2.0	1.5	1.9
15年超16年以内	2.0	1.5	1.9
(中間略)			
19年超20年以内	2.1	1.5	1.9
20年超21年以内	2.2	1.5	1.9
(中間略)			
29年超30年以内	2.4	1.5	2.0

(財務省ホームページより抜粋)

先程の道路事業の例について財政融資資金を利用するように指示された場合、市では償還期間15年を選択するので、借入金利は途中見直しをしない場合には2.0%と決まる。

財政的に余裕が出てきた場合に、民間企業では金利を節約する観点から繰上償還を検討することがある。

市にも財政的な余裕があれば繰上償還を検討する余地はあるが、引受先のうち、民間金融機関以外の資金については、起債時に決定した将来の金利を補償金として支払うため、メリットに乏しい。これは裏を返すと、市が制度資金の安定した運用先になっているといえることができる。

繰上償還の際の条件一覧

資金の種類(借入先)	条件
財政融資金	繰上償還日から最終償還日までに支払う予定の利子総額に、償還日現在の金利情勢を参考に算出した割引率をかけた額を補償金として納めることが必要
資金運用部資金	
年金資金	
簡保資金	
郵貯資金	
公営企業金融公庫	
農林漁業金融公庫資金	
八十二銀行	1件 5,250円の手数料が必要(ただし、やむを得ない理由がある場合は、免除となる場合もある)
長野銀行	1件 5,250円の手数料が必要
北陸銀行	1件 5,250円の手数料が必要
長野信用金庫	地方公共団体については免除
長野県労働金庫	地方公共団体については免除
長野県信用組合	1件 5,250円の手数料が必要(ただし、やむを得ない理由がある場合は、免除となる場合もある)
長野県信用農協連合会	1件 5,250円の手数料が必要
ながの農協	地方公共団体については免除
グリーン長野農協	1件 5,250円の手数料が必要
日本生命	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰上償還日から最終償還日までに支払う予定の利子総額から、同期間再運用した場合の金利総額を引いたもの</li> <li>・繰上償還額の2%</li> </ul> のいずれか大きい額を補償金として納めることが必要
全国自治協会	手数料・補償金等の規定なし
市町村職員共済	手数料・補償金等の規定なし
全国市有物件共済会	手数料・補償金等の規定なし
市町村振興協会	手数料・補償金等の規定なし (ただし、繰上償還は、特殊な事情がある場合に限る)
長野県市町村振興資金 (県の予算貸付)	手数料・補償金等の規定なし

(長野市財政課資料より)

もともと市の現状では繰上償還を実施する資金的余裕がないので、このことも検討するには値しない。

(意見)

結局、現在、市の財政に余裕がないため、事業を実施するか否かが決まった段階で市債のすべてが決まると言っても過言ではない。

結論として、現在の市の財政状況を考慮した場合、市債は事業に見合う分発行することになるので、市債の圧縮には事業実施の適否判断をより厳しくすることが必要である。

### 3. 長野市における過去5年間の地方債の残高

市における地方債の残高の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
一般会計	174,525,127	169,124,740	163,966,307	181,183,059	172,030,887
特別会計	9,497,451	9,637,613	9,560,220	19,829,270	19,137,501
企業会計	138,071,233	141,211,117	141,290,852	148,638,777	148,111,477
合計	<b>322,093,811</b>	<b>319,973,470</b>	<b>314,817,379</b>	<b>349,651,106</b>	<b>339,279,865</b>

(長野市財政課資料より)

市の全会計における地方債の残高は平成17年度末で3,392億円、外郭団体の長期借入金も含めると3,501億円であるが、一般に市債の残高と言われているものが一般会計に関する1,720億円であることから、実際にはその2倍程度の金額が市債の発行残高としてあることがわかる。

確かに特別会計の多くのもや企業会計については、それぞれの事業会計の収支の中で地方債の償還を予定しているが、各収支から返済財源が確保できないような状況となった場合、一般会計からの拠出により財源確保をするといったこととなるため、地方債の残高の状況や返済の状況、今後の見通しなどは全体を見て考える必要がある。

(結果)

今回監査を実施する中で最も疑問に感じたのは、長野市の全会計に関する情報の集約が少ない点にある。

普通会計に関する財務データまでは財政課から入手することができたものの、この範囲を超えた特別会計や、企業会計、さらには外郭団体についての情報は断片的であり、それぞれの担当課に直接問い合わせる必要があった。

市民として関心のあるのは個別の会計の情報ではなく、市税や市への利用料等で賄う必要のある市全体の財政についてと考える。全市レベルあるいは外郭団体も含めた形での歳入(収入)や歳出(支出)、財政状態に関する情報を一元的に管理し、市民に向けて情報を提供する担当部局を定めることが必要である。

地方債残高を会計区分、目的区別に分類すると以下のとおりである。

(単位：千円)

	区分	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
一般 会計	普通債	156,750,046	147,709,792	136,236,430	150,132,269	133,518,451
	土木	76,479,261	72,071,999	66,679,704	71,296,217	65,704,908
	農林	3,550,941	3,551,815	3,586,200	6,108,358	5,809,131
	教育	52,992,576	49,362,532	45,072,180	42,438,789	38,533,191
	公営住宅	2,099,532	1,876,760	1,645,743	2,555,219	2,437,668
	民生	4,212,810	3,710,880	3,162,338	3,793,734	3,708,794
	衛生	8,510,513	7,446,113	6,895,583	6,446,400	5,423,426
	労働	669,594	441,180	250,625	99,318	20,427
	観光	157,395	90,605	42,865	2,109,930	1,984,471
	消防	1,257,017	1,360,924	1,333,848	2,179,496	2,045,797
	市民会館	279,709	258,063	235,208	211,079	185,605
	庁舎	877,077	806,774	732,906	1,981,437	1,815,415
	防災	135,807	110,399	86,345	267,128	233,497
	その他	5,527,814	6,621,748	6,512,885	10,645,164	5,616,121
	災害復旧債	224,897	204,807	166,376	450,244	530,037
	土木	197,965	180,728	146,085	398,953	449,387
	農林	26,850	24,079	20,291	50,663	55,736
	教育	82	-	-	628	24,914
	その他	17,550,184	21,210,141	27,563,501	30,600,546	37,982,399
	市民税等減免補てん債	13,368,831	13,488,612	13,849,429	10,415,801	14,454,834
	臨時税収補てん債	2,447,553	2,317,229	2,184,172	2,129,945	1,985,578
	臨時財政対策債	1,733,800	5,404,300	11,529,900	18,054,800	21,541,987
	計	174,525,127	169,124,740	163,966,307	181,183,059	172,030,887
特別 会計	住宅新築資金等貸付事業	234,318	203,123	160,425	146,029	118,570
	農業集落排水事業	6,437,136	6,846,876	7,061,475	7,501,172	7,423,573
	駐車場事業	1,975,932	1,810,180	1,666,034	1,543,618	1,418,554
	飯綱高原スキー場事業	255,065	208,174	160,016	110,556	59,760
	母子寡婦福祉資金貸付事業	(194,486)	(194,486)	(194,486)	(194,486)	(194,486)
	公共用地取得事業	595,000	569,260	512,270	437,906	363,542
	診療所	-	-	-	34,700	34,700
	簡易水道事業	-	-	-	2,758,338	2,619,761
	戸隠下水道事業	-	-	-	5,141,936	5,043,429
	鬼無里下水道事業	-	-	-	2,155,015	2,055,612
	計	9,497,451	9,637,613	9,560,220	19,829,270	19,137,501
企業 会計	水道事業	30,757,403	29,935,855	28,947,028	28,778,303	27,807,068
	下水道事業	97,169,156	101,080,860	102,410,770	109,910,838	110,120,103
	病院事業	10,144,674	10,194,402	9,933,054	9,660,136	9,991,306
	戸隠観光施設事業	-	-	-	289,500	193,000
	計	138,071,233	141,211,117	141,290,852	148,638,777	148,111,477
	合計	322,093,811	319,973,470	314,817,379	349,651,106	339,279,865

※ 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計分を含まず

(長野市財政課資料より)

## (1) 一般会計における市債

一般会計における地方債残高の会計区別の推移を見ると、起債は原則として適債事業に限られることから、土木関係と教育関係の残高が多いことがわかる。残高自体は最近の事業規模削減の効果もあって減少傾向にはある。

地方債残高が削減傾向にあるのに反して、臨時財政対策債の残高は平成15年以降大幅に増加している。臨時財政対策債は地方財源の不足額を交付税及び譲与税配付金特別会計の借入によって補てんする方法から地方自治体が直接借り入れる方法に変更したために認められたいわゆる赤字地方債であるが、その元利償還金相当額が後年度の基準財政需要額に算入されるため、市の実質的な将来負担はない。残高が増加している理由は臨時財政対策債の発行額が償還額を上回っているためであるが、発行額そのものは平成15年度をピークに減少傾向にある。

## (2) 特別会計における市債

次に、特別会計の推移であるが、表を見る限り農業集落排水事業、簡易水道事業、戸隠下水道事業、鬼無里下水道事業といった水道事業に係る地方債や駐車場事業の残高が高いウェイトを占めている。

特に市町村合併により平成16年度から簡易下水道事業、戸隠下水道事業、鬼無里下水道事業が市の特別会計として新たに組み込まれている。



水道事業に関する特別会計の地方債は特に大規模な農業集落排水特別会計の事業が平成 18 年度までで一段落することや、そのほかの下水道事業等も投資事業がある程度進捗していることなどから今後多額の起債は予定していない。

しかしながら、これまで実施してきた施設の維持に関する支出が発生することは確実であり、その維持事業にかかる支出を地方債の発行によって賄う可能性がある。

### (3) 企業会計における市債

企業会計における地方債の残高であるが、下水道事業の地方債残高が下水道の整備事業が進行中であることを受けて高水準で推移している。水道事業、病院事業についてはやや減少傾向を見せている。企業会計の中で最も地方債の発行残高が多額となっている下水道事業のおかれている状況としては、市における下水道の普及率が平成 17 年度末で 75.9%であり、平成 15 年度に策定された計画では平成 29 年度までに下水道対応できる場所を 100%布設することを目指していたものの、下水道に対する市民の要望が強いという認識から平成 24 年度までに達成するような目標を置いている。したがって、少なくとも平成 24 年度までは投資的事業による起債は継続され、仮に投資が一巡したとしてもその後の維持的事業が見込まれることから起債がなくなることはないものと思われる。なお、下水道事業に対しては一般会計からの繰入が行われているが、平成 17 年度には約 50 億円程度実施されている。

## 4. プライマリーバランスからみた返済可能額

プライマリーバランスとは、市債の発行による収入を除いた歳入と、公債費以外の歳出との単年度でのバランスのことで、歳入から歳出を引いてマイナスになると、現在は過剰サービス状態で、将来への負担が先送りになっていることを示す。

市の平成 17 年度全体予算についてこれを試算してみた。試算方法は次のとおりである。

### ① 歳入側の計算

一般会計、各特別会計、各企業会計について、歳入から前年度繰越金、基金繰入金、市債収入を控除する。

### ② 歳出側の計算

一般会計、各特別会計、各企業会計について、歳出から翌年度繰越金、基金積立金、公債費支出を控除する。

### ③ バランスの判断

①から②を引く。

これにより算出した市のプライマリーバランスは平成 17 年度予算で 9,724 百万円のプラスとなっている。従ってこの金額が維持できれば借入金の返済財源にはなる。

この金額は平成 17 年度末市債残高 339,279 百万円の 2.8%であり、完済までに 35 年もかかる。

## 5. 起債の交付税措置

市債の返済に当たっては、元利償還財源の一部が地方交付税によって措置されている。

平成 17 年度末市債残高に対する交付税措置見込額（金利分を除く）

（単位：千円）

区分	平成17年度末 残高	平均 措置率	交付税措置 見込額	差引負担 見込額
一般会計	172,030,887	51.8%	89,166,104	82,864,783
特別会計				
住宅新築資金等貸付事業	118,570			118,570
農業集落排水事業	7,423,573	64.0%	4,752,875	2,670,698
駐車場事業	1,418,554	0.3%	4,789	1,413,765
飯綱高原スキー場事業	59,760	80.0%	47,808	11,952
母子寡婦福祉資金貸付事業	(194,486)			(194,486)
公共用地取得事業	363,542			363,542
診療所	34,700			34,700
簡易水道事業	2,619,761	24.7%	647,474	1,972,287
戸隠下水道事業	5,043,429	57.2%	2,886,771	2,156,658
鬼無里下水道事業	2,055,612	60.2%	1,237,053	818,559
特別会計合計(注)	19,137,501	50.0%	9,576,770	9,560,731
企業会計				
水道事業	27,807,068			27,807,068
下水道事業	110,120,103	52.3%	57,622,669	52,497,434
病院事業	9,991,306	30.0%	2,997,391	6,993,915
戸隠観光施設事業	193,000			193,000
企業会計合計	148,111,477	40.9%	60,620,060	87,491,417
長野市合計(注)	339,279,865	47.0%	159,362,934	179,916,931

（注）母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計分を含まない

（長野市財政課資料より）

平成 17 年度の市債残高 339,279 百万円に対して、地方交付税により措置されると考えられる金額は、現時点の見込で 159,362 百万円となっており、平均で 47.0%は市民の将来の負担にはならないと考えられている。

なお、臨時財政対策債は、従来であれば地方交付税として国が市に支払うべきである。しかし、財源が不足するために、国が市の規模に応じて一定枠までの発行を認めている市債であり、いわゆる赤字補填債ではあるが、その元利償還金相当額が後年度の基準財政需要額に算入され、交付税が措置されて実質負担がなくなることから、市では平成 13 年度以降、毎年発行できる満額を毎年起債している。

（意見）

この臨時財政対策債については矛盾を感じる。

発行主体である市は、本来交付税として措置されるべきものが措置されないために、国に代わって発行していると認識している。さらに、後日、元利償還金額の全額が地方交付税により措置されることから、実質負担のない市債として、市は可能な限りの発行を目指すことになる。

臨時財政対策債の発行形態は 3 年据置の 20 年償還としているが、現在の支出を将来の国民が負担するという、負担の先送りであることには何の変わりもない。また、通常の市債と異なり、建設的支出（将来に渡り支出の効果が及ぶ支出）だけでなく、経常的支出（単年度でその効果がなくなる支出）に対しても発行が認められていることからすれば、より負担だけを先送りしている感が強い。

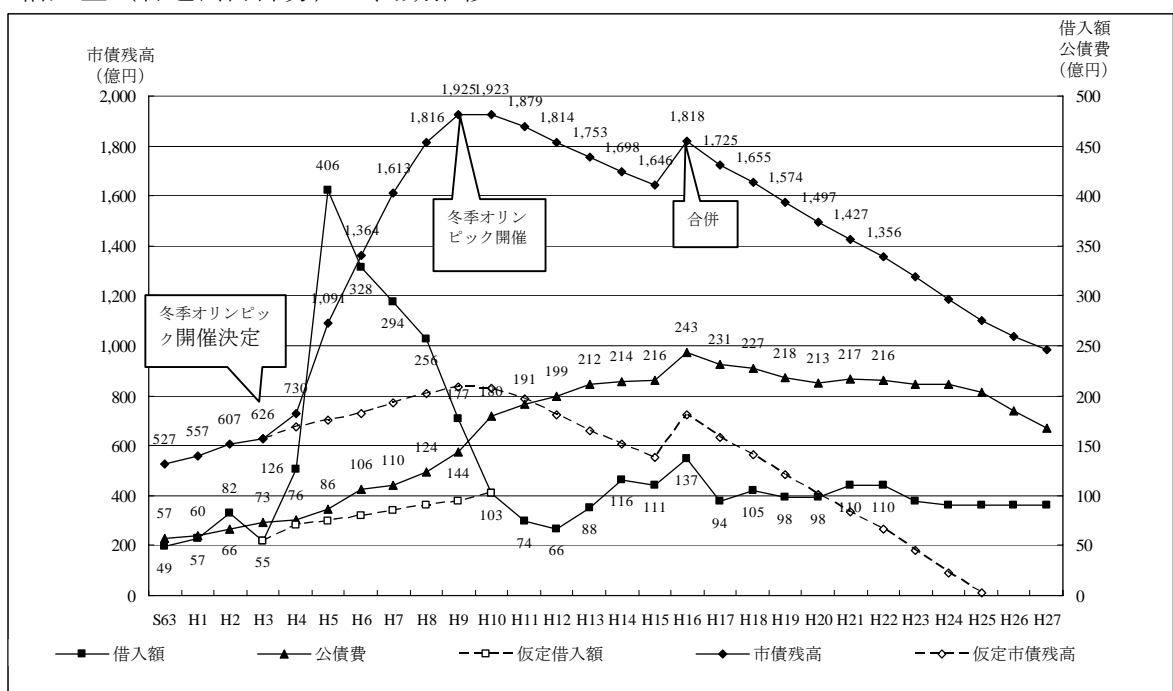
地方交付税が地域間格差の是正を図るもの、市債が現在と将来との負担の平準化を図るものとの前提に立てば、他地域の将来の住民が負担することになるのだろうが、この負担がどこに回るのか不思議に感ずる。ただ、国全体を考えた場合には、これも国民として将来負担する借金である。

そこで、平成 19 年春に設置される地方分権推進委員会の場合などにおいて、このような市債の発行をせずとも済むような歳入構造とするための議論がなされるよう、市長会などを通じて働きかける必要がある。

## 6. 普通会計での市債分析

### (1) 残高の推移と将来予測

借入金（普通会計部分）の長期推移



#### ① 概況

市としては、地方債残高は新規の起債の抑制により減少してゆくものと考えている。公債費の今後の推移としては、平成 25 年度以降大幅に減少が見込まれているが、これは、オリンピック関連の投資により発行した地方債の償還が終了することを主な理由としている。

地方債の新規発生は平成 20 年度までは 100 億円前後で推移しているが、平成 21 年度、22 年度には 110 億円と増加することを見込んでいる。これは、大規模プロジェクトを予定しているためである。ただし、特定目的基金からの繰入金を活用することで地方債の発行額は最小限に抑制することを予定している。

それでは、地方債の発行を抑制するために使用が見込まれている財政調整のための基金の状況について考察してみる。平成 18 年 2 月に出された市財政構造改革プログラムによると、平成 15 年度には合併市町村の基金を含めた金額ではあるが約 289 億円の基金残高があったが、平成 17 年度では歳入の減少などにより約 216 億円（決算額 228 億円）まで減少している。平成 18 年度以降も三位一体

の改革などにより歳入の減少が見込まれることや地方債の元利償還負担などにより平成 25 年度までは基金を取り崩すことが見込まれており、平成 25 年度には 80 億円台まで基金の水準は低下すると予想されている。平成 25 年度以降はオリンピック関連の公債費負担が解消するため収支が好転し、基金の積み立てが再開できるものと計画している。

## ② 過去の分析

グラフをみても明白だが、長野冬季オリンピックの開催とその準備事業のために平成 4 年度から平成 9 年度までに発行した市債の累計を従来の市債発行額に比較して計算すると、1,000 億円を超える計算になる。この市債を仮に発行しなかったと仮定した場合、一般会計での市債残高は平成 26 年度には 0 になる。

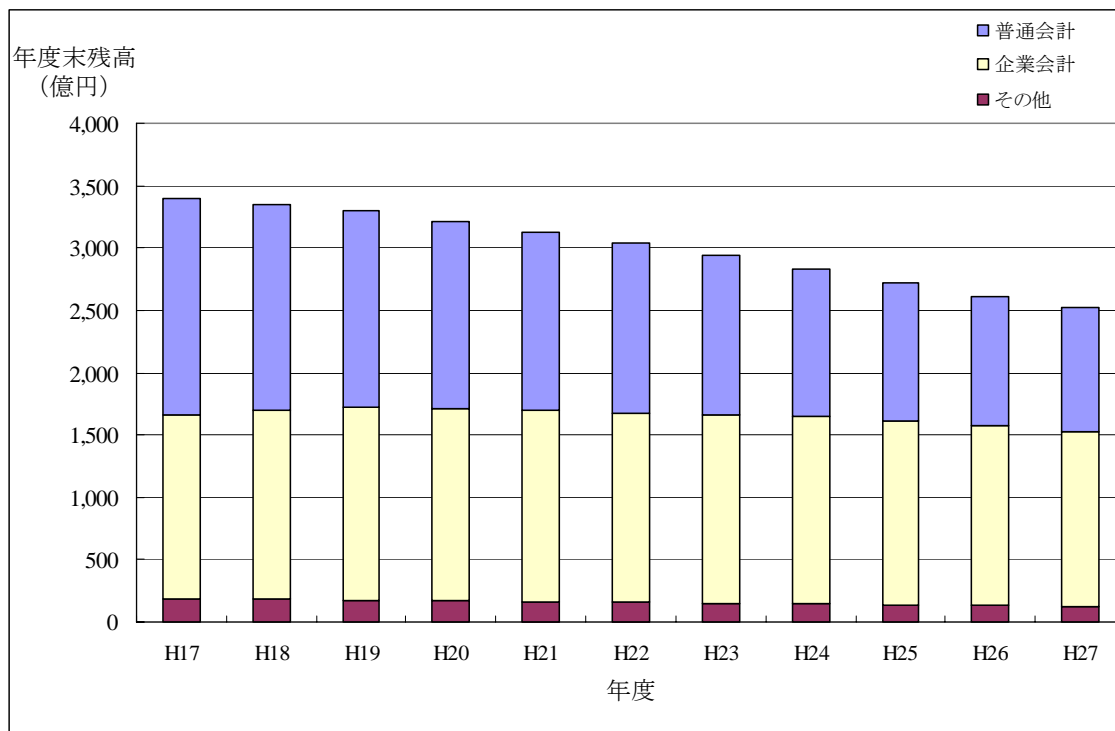
むろん公債費として支出する金額の内、交付税により措置される部分が相当程度あり、交付税は市債の返済額に応じて措置されるものであるため、仮定での返済額はグラフの公債費よりは少なくなるであろうし、オリンピック対策として行われた公共事業には、オリンピックが開催されなくとも実施する必要があった事業が多く含まれており、これらの事業の実施により市債発行額は増えると考えられるので、平成 26 年度で残高が 0 にまで減少することはないであろうが、いかにオリンピック対策事業に短期間で多くの支出を行ったかは理解できるであろう。

オリンピックの経済効果については、長野県が大会開催後の平成 10 年に推計を行っている。これによれば 16,512 億円の初期投資に対して、経済波及効果は県内で 24,548 億円、国内全体では 46,803 億円となっており、経済的にプラスの効果はあったとの結果になっている。

## (意見)

オリンピックによる投資負担は、地方債の元利返済という形で平成 25 年度まで市の財政を圧迫し続けることがわかる。オリンピック開催時に現在のような厳しい財政状態が予想できなかったと思われるが、これだけ大規模な事業であったにもかかわらず、市として経済効果を分析した資料はない。現在はその施設の有効利用の検討が優先課題であるが、総額 1,000 億円を超える借入を行っているにもかかわらず、その効果分析が行われていないことには疑問を感じる。市では結果分析を行い市民に報告する義務があるとともに、今後の大規模事業の参考資料とすることが必要である。また、そのような情報提供を行うことにより今後市の実施するさまざまな事業について市民の関心が高まり、事業に対する市民の負担と得られる効果について自治体と市民の相互理解が深められるのではないかと期待される。

## 長野市 市債残高予測（全会計）



(注)平成17年度は確定値

### ③ 将来の見通し

市債残高は今後減少してゆき、平成17年度末には3,393億円であったものが、876億円減少して、平成27年度末には参考値ながら2,517億円になると予測をしている。

この変動を人口の変動と比較してみると次表のように、市民一人当たりの市債残高は672千円となり、現在よりも223千円少なくなる。

### 長野市の将来推定人口

	平成17年	27年
人口	379,107人	374,430人
市債残高	3,393億円	2,517億円
一人当たり市債残高	895千円	672千円

(平成27年の推定人口は、国立社会保障・人口問題研究所 日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)より)

(注)平成27年度の市債残高は参考値

市債残高の減少は、普通会計における残高が740億円減少することが主因であり、企業会計での減少は74億円、その他（普通会計に含まれない特別会計）での減少は62億円にとどまっている。

市債残高の将来の減少を阻む要因としては、企業会計における市債残高の減少が鈍いことが挙げられるが、下水道事業における市債残高の減少が少ないためである。

## (2) 他市との比較

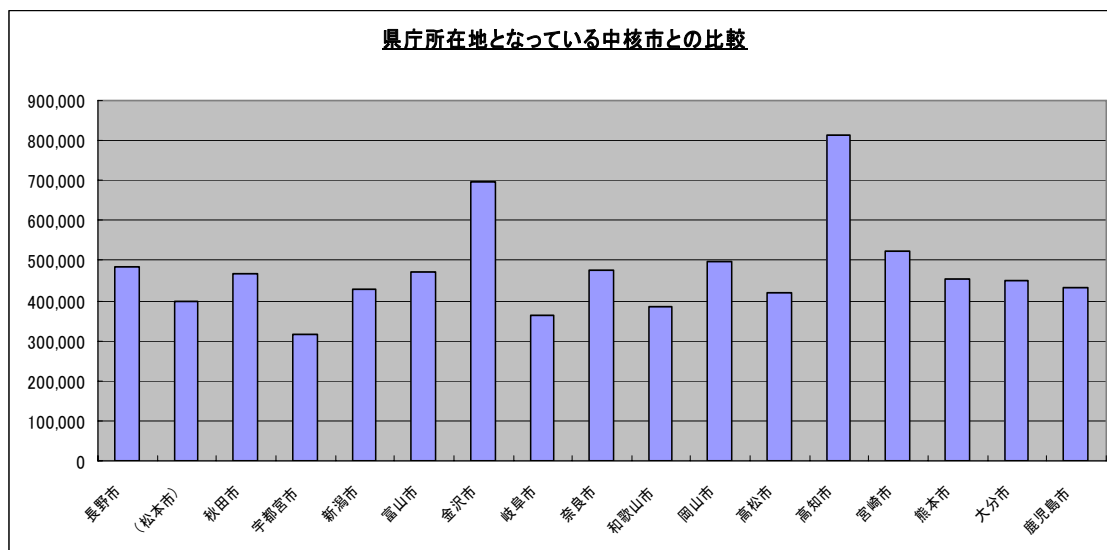
### ① 他市との残高比較（普通会計ベース）

長野市の地方債発行残高の水準がどの程度であるかを、他市の状況と比較することにより考察してみる。

比較は平成16年度の普通会計に係る地方債残高とし、対象とした市は松本市及び県庁所在地となっている中核市としている。また、各市で人口や財政規模が異なるため、比較を容易にするために1人当たりの地方債を算定し比較することとした。

県庁所在地となっている中核市の市民1人当たり地方債残高

(単位：円/人)



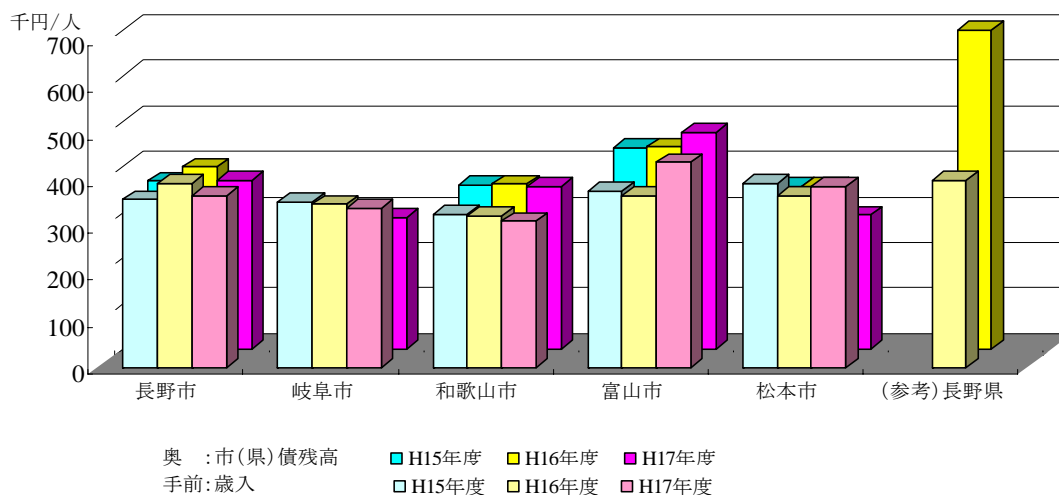
(平成16年度決算カードより)

長野市を含む比較対象市17市中、長野市は5番目に残高の多い市となっている。17市の平均残高は約474千円であるのに対して長野市の残高は約482千円である。金沢市と高知市が他市と比べて突出しているため、これを除いた15市の平均残高は約437千円であり、長野市はこれよりも約45千円多い。平成16年度における長野市の人口は378,594人であることから45千円の相違は市全体としては170億円程度の相違となり、平成16年度における普通会計の地方債残高が1,828億円（特定資金公共投資事業債を含む）であることを考えると、他市と比較して1割程度残高水準が高い状態にあると考えられる。今回は普通会計のみの比較であり、他市との状況の違いもあるため一概に言うことは難しいが、長野市の地方債残高の水準は他の市と比較しても決して低い水準ではなく他市以上に地方債残高の削減を進める努力が必要な状況におかれているのではないかと考える。

② 他市との市債・歳入規模比較（普通会計ベース）

次に、普通会計の市債残高から財政調整基金等の積立金を差引いた積立金控除後市債残高と歳入について、他市と1人当たりの金額を比較すると次のようになる。

住民1人当たりの積立金控除後市債残高と歳入比較



(注)H17年4月に富山市は4町2村と、松本市は4村とそれぞれ合併している。

このように、概ね1年間の1人当たり歳入と1人当たり市債残高は一致している。

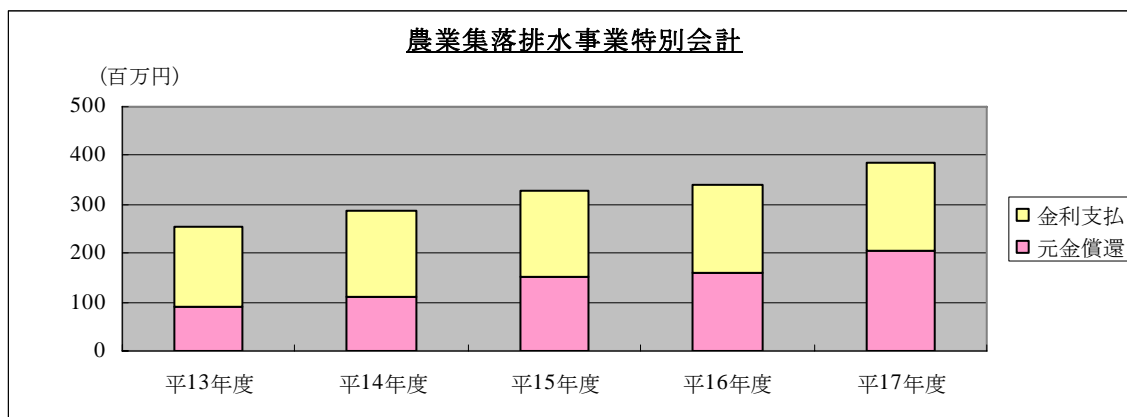
しかし、詳細に見てゆくと、岐阜市や松本市は歳入が市債残高を上回っており、この中では比較的財政が健全なグループに入るといえる。一方、富山市や和歌山市は歳入を市債残高が上回っており、市債返済の負担が比較的重いことがわかる。ちなみに以前から公債残高が多いとされている長野県は歳入を県債残高が大幅に上回っており、負担が非常に重いと見ることができる。長野市民は長野市での市債に上乘せする形で長野県の県債も将来返済することになる。

7. 特別会計での市債分析（普通会計を除く）

市の全会計の内、普通会計以外の特別会計部分について個別に検討した結果は以下のとおりである。

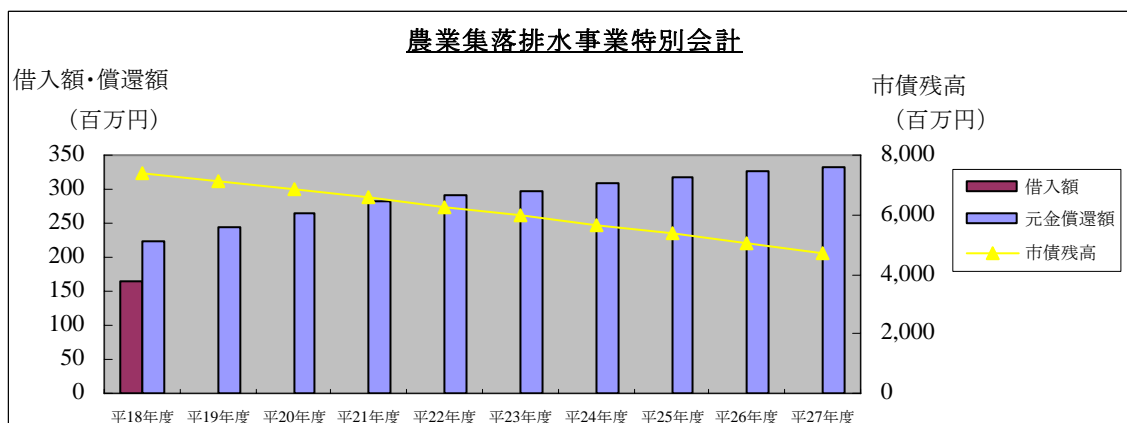
## (1) 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計における過去5年間の元利金支払の状況は以下のとおりである。



過去5年間の農業集落排水特別会計における元利金の支払状況を見ると、地方債の発行を継続的に行ってきた影響により元利金支払金額が増加していることがわかる。上記のグラフを見ると平成16年度まで元金償還よりも金利支払のほうが多い状況にあり、公債費が増加している割に元金の償還が進んでいない状況であった。

今後10年間の新規発行、元金償還額の見通しは次のとおりである。



平成18年度で投資的事業が一段落するため、平成18年度以降は地方債の新規発行を見込んでいない。毎年の元金償還額は、金利の支払割合が減少することなどにより年々増加し、それに伴って地方債の発行残高も減少する見通しとなっている。

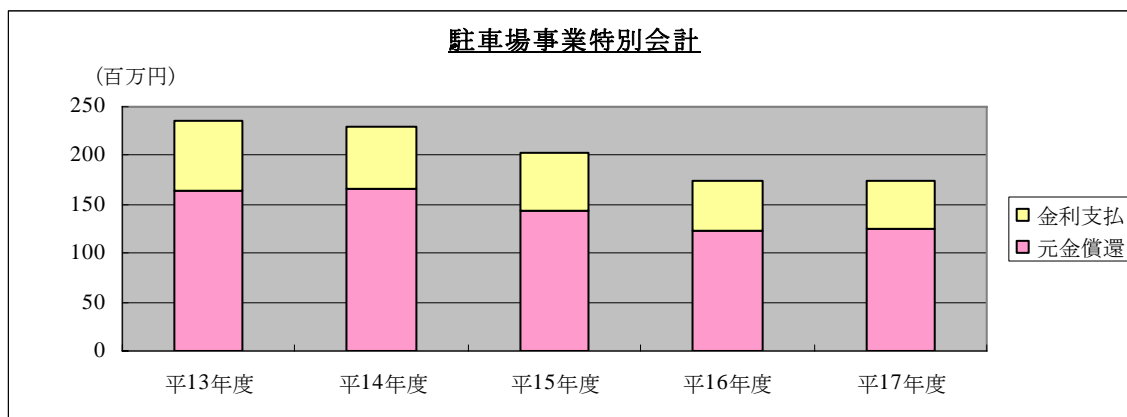
### (意見)

農業集落排水事業特別会計の地方債は国から64%の負担を得られる事業であり、市は上記の金利や償還金の36%が実質的な負担となる。しかしながら、今後は今までに実施してきた設備投資の維持、更新に対して負担が生じる可能性が十分に考えられ、それらの事業において新たに地方債の発行が行われる可能性も高いものと思われる。したがって、今後の維持、更新事業について地方債の発行償還もあわせて検討され計画的に実施されることを期待する。



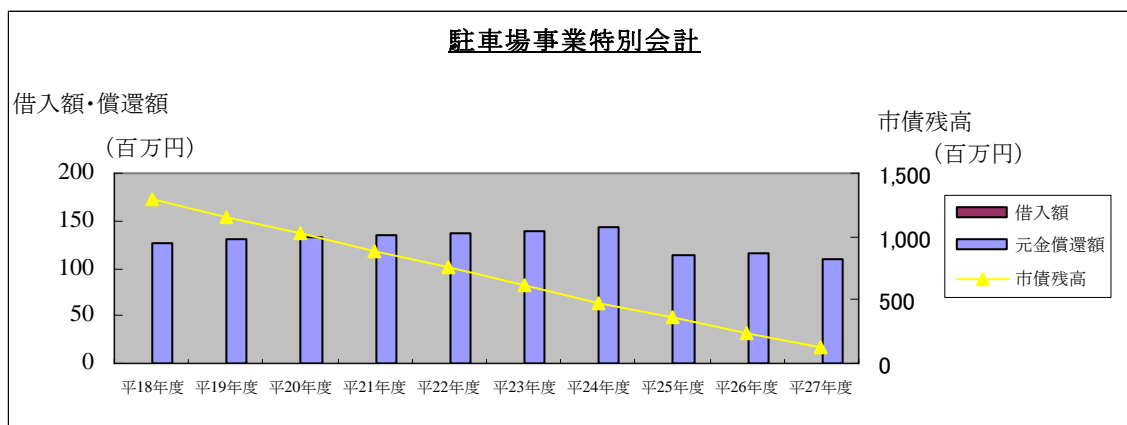
## (2) 駐車場事業特別会計

駐車場事業特別会計における過去5年間の元利金支払の状況は以下のとおりである。



駐車場事業特別会計においては、駐車場の整備が過年度において終了しているため償還が進んでいる状況にある。公債費に占める金利の割合もそれほど高くはない。

今後10年間の新規発行、元金償還額の見通しは次のとおりである。



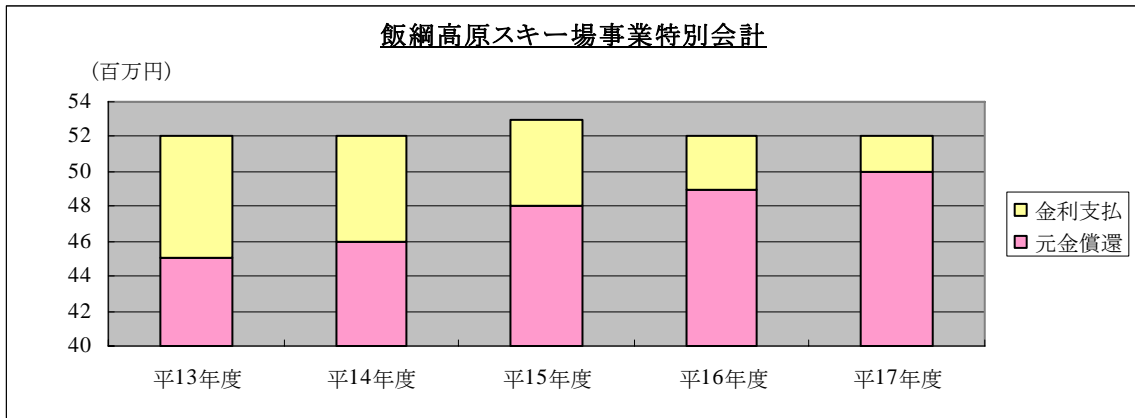
駐車場事業特別会計では今後10年間新規の地方債発行の予定はなく、毎年1億2千万円前後の元金償還が行われ、平成27年度には地方債残高は1億3千万円程度となりその後4年で現在の残高は完済される予定である。

(意見)

しかしながら、設備の老朽化も予想されることから維持、更新に係る事業について地方債の新規発行と償還に関しても十分に検討されることを期待する。

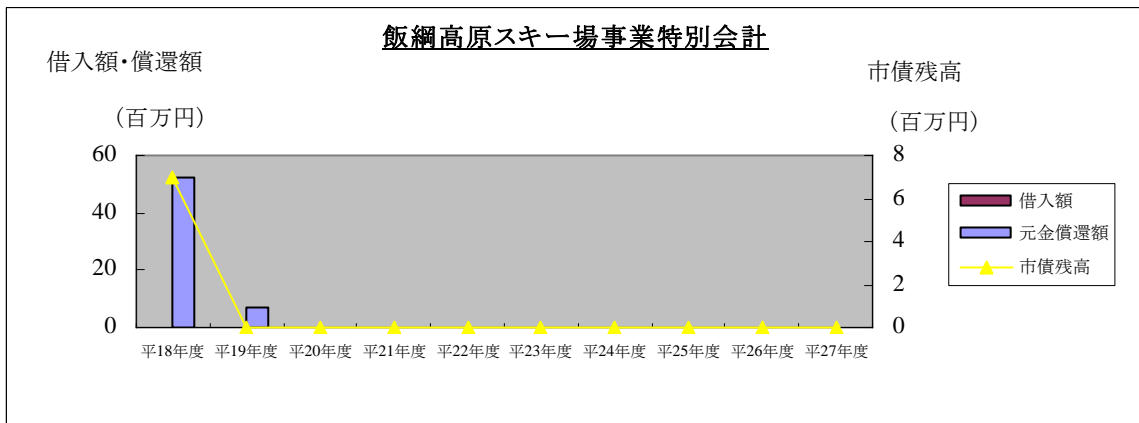
### (3) 飯綱高原スキー場事業特別会計

飯綱高原スキー場事業特別会計における過去5年間の元利金の支払状況は以下のとおりである。



飯綱高原スキー場事業特別会計に係る地方債は平成9年度以降新規の発行はないため、公債費に占める金利の負担割合は平成15年度以降大幅に低下しており、平成17年度においては公債費のほとんどを元金償還にまわしている状況にある。

飯綱高原スキー場事業特別会計における今後10年間の地方債の新規発行、元金償還額の見通しは次のとおりである。



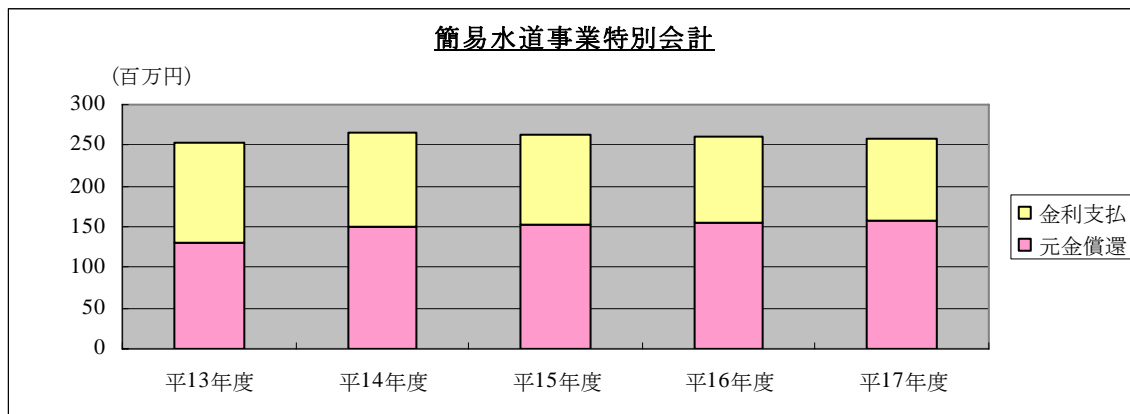
飯綱高原スキー場事業特別会計では、平成19年度の償還により現在の地方債残高は完済されるとしている。

#### (意見)

当該特別事業はスキー場という施設運営に係る事業であることから、設備の維持が今後も必要であり設備の老朽化に対応する投資が発生することによる地方債の発行の可能性はあるが、投資計画を十分に検討し地方債の発行と償還についても計画的に行われることを期待する。

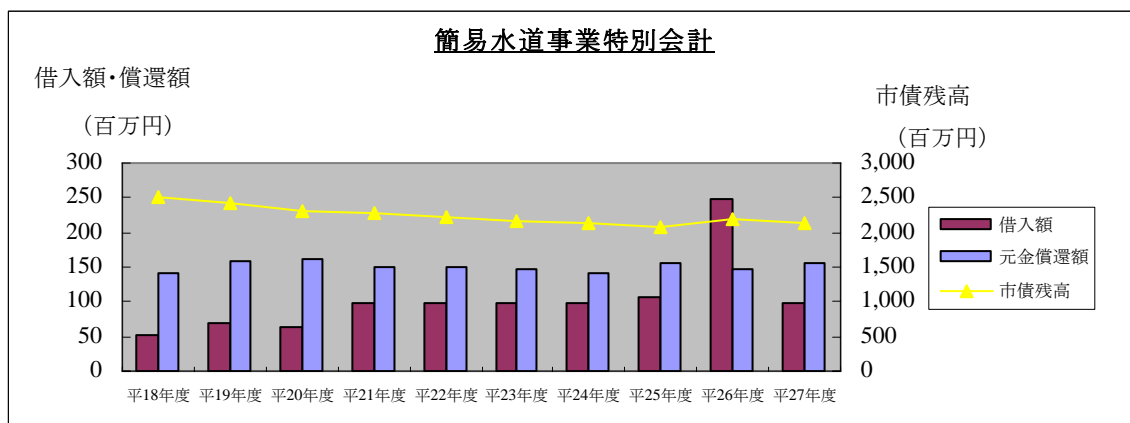
#### (4) 簡易水道事業特別会計

簡易水道事業特別会計の過去5年間の元利金の支払状況は次のとおりである。



簡易水道事業に係る公債費は毎年2億5千万円程度で推移してきており、そのうち元金償還には1億5千万円程度となっている。

簡易水道事業特別会計における今後10年間の地方債の新規発行、元金償還額の予定は以下のとおりである。



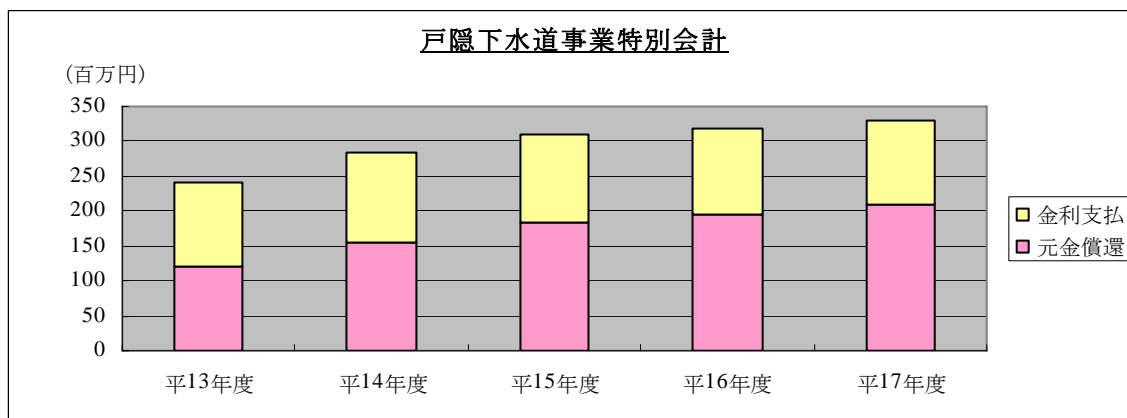
簡易水道事業特別会計では、今後も簡易水道整備事業により毎年1億円程度の地方債の新規発行を予定しており、これに対して償還額は1億5千万程度で推移することを予定している。したがって、平成18年度以降地方債の残高は毎年5千万円程度の減少となる。ただし、平成26年度に大型の投資を見込んでいる。

(意見)

今後10年間の見通しを見る限り毎年継続して地方債の発行が見込まれているが、これに設備の老朽化による維持修繕的な投資案件が発生してきた場合、地方債の発行が増加する可能性も考えられる。簡易水道の整備は市として必要な事業であると思うが、過去の設備投資に対する維持コストについても十分に検討され、適切な事業活動と地方債の発行が行われることを期待する。

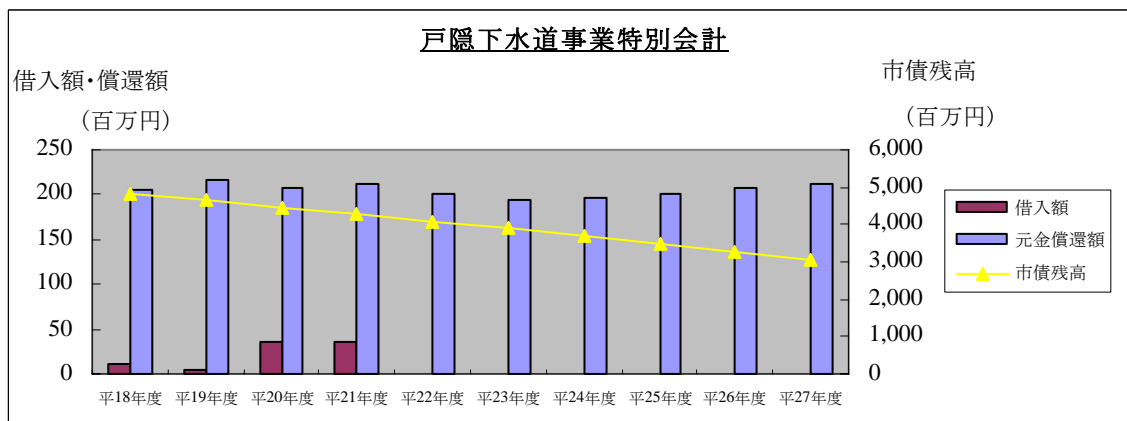
## (5) 戸隠下水道事業特別会計

戸隠下水道事業特別会計の過去5年間の元利金支払状況は次のとおりである。



戸隠下水道事業特別会計では過年度において下水道整備のために継続して地方債を発行している。その結果、公債費が過去5年間増加傾向にある。戸隠下水道事業特別会計の公債費のうち57%程度が国庫負担となっており、市の負担は残り43%であるため平成17年度における市の負担は1億4千万円程度である。

今後10年間の地方債の新規発行、元金償還額の予定は以下のとおりである。



戸隠下水道事業特別会計では平成21年までに下水道整備が実施され地方債の新規発行もその年度までと予定している。平成22年以降は償還が進められ、その結果平成18年度に50億円程度の地方債残高は平成27年度には30億円程度まで減少する予定である。

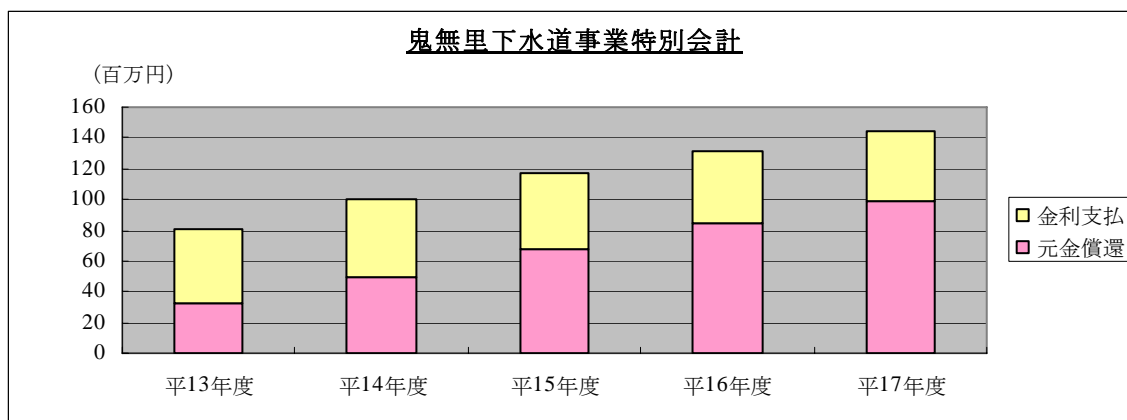
市の負担については元利金返済額の43%であることはこれまでと同じである。なお、年間2億円程度の償還は平成27年以降も10年間は同様に推移するものと見込まれる。

### (意見)

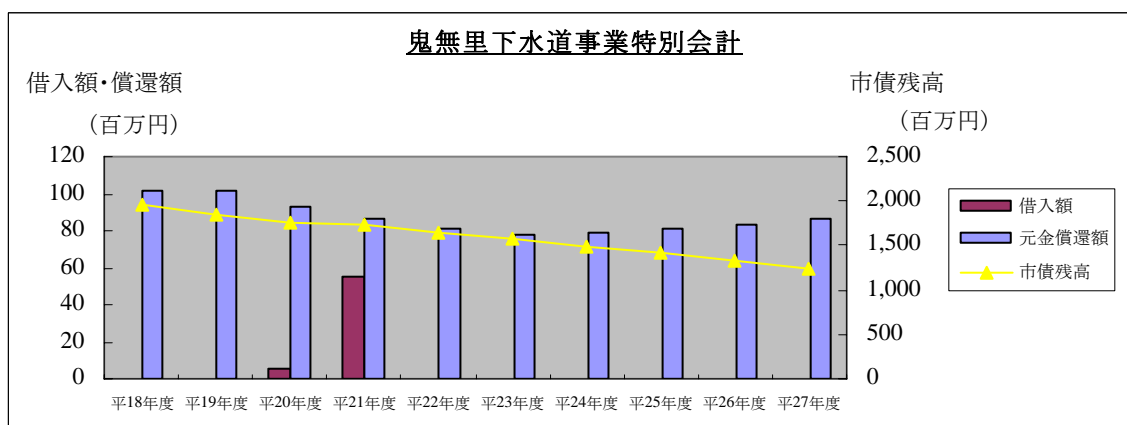
しかしながら、今後は今までに整備してきた下水道設備が老朽化による維持、更新投資が必要になると考えられるが、そのような事業で新規の地方債発行が行われる可能性がある。上記の償還等の見直しには、そのような維持投資に関する地方債の発行は見込まれていないが、維持投資に関する計画を適切に策定するとともにそれに伴う地方債の発行の必要性や、その返済計画についてもあわせて策定されることを期待する。

## (6) 鬼無里下水道事業特別会計

鬼無里下水道事業特別会計における過去5年間の元利支払の状況は次のとおりである。



鬼無里下水道事業特別会計では過年度において下水道整備のために継続して地方債を発行している。その結果、公債費が過去5年間増加傾向にある。鬼無里下水道事業特別会計の公債費のうち60%程度が国庫負担となっており、市の負担は残り40%であるため平成17年度における市の負担は5千8百万円程度である。今後10年間の地方債の新規発行、元金償還額の予定は以下のとおりである。



鬼無里下水道事業特別会計では平成21年までに下水道整備が実施され地方債の新規発行もその年度までと予定している。平成22年以降は償還が進められ、その結果平成18年度に20億円程度の地方債残高は平成27年度には12億円程度まで減少する予定である。

市の負担については元利金返済額の40%であることはこれまでと同じである。なお、年間1億円程度の償還は平成27年以降も10年間は同様に推移するものと見込まれる。

### (意見)

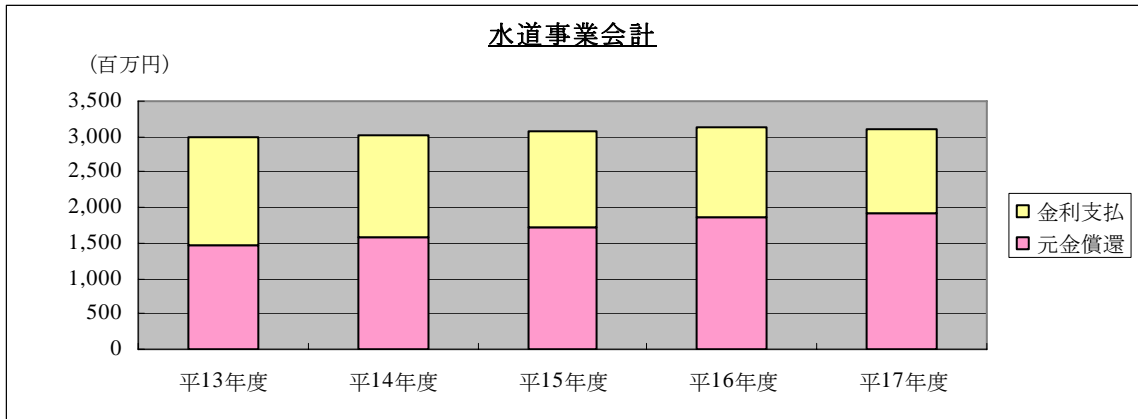
しかしながら、今後は今までに整備してきた下水道設備が老朽化による維持、更新投資が必要になると考えられるが、そのような事業で新規の地方債発行が行われる可能性がある。上記の償還等の見直しには、そのような維持投資に関する地方債の発行は見込まれていないが、維持投資に関する計画を適切に策定するとともにそれに伴う地方債の発行の必要性や、その返済計画についてもあわせて策定されることを期待する。

## 8. 企業会計での市債分析

市の全会計の内、企業会計部分について個別に検討した結果は以下のとおりである。

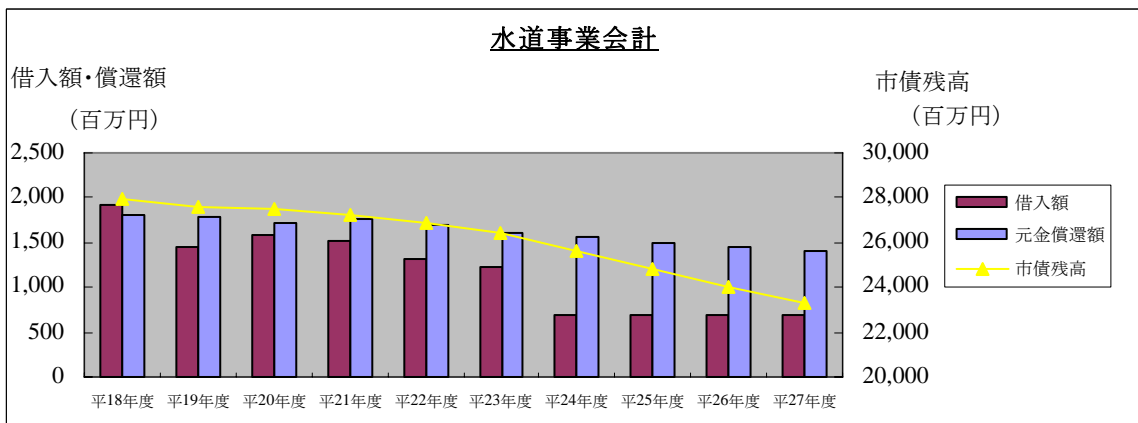
### (1) 水道事業会計

水道事業会計における過去5年間の元利支払の状況は次のとおりである。



水道事業会計は過去5年間元利払い合計が約30億円程度で推移している。元金償還額は毎年増加傾向にある。過去の地方債の発行状況は毎年発行が継続しており、その中でも昭和58、59年度、昭和63年度から平成2年度、平成7年度から平成13年度には年間10億円以上の比較的多額の地方債発行が行われている。金利負担割合の減少傾向は、高金利の地方債の償還が進み、平成に入って低金利で調達した地方債の残高ウェイトが高まってきていることが主な原因である。

今後10年間の地方債の新規発行、元金償還額の予定は以下のとおりである。



水道施設整備は今後も進められるため、地方債の発行は今後も継続して行われる予定である。平成19年度以降は新規発行額より償還額が上回るようになるため地方債残高は低下し、平成24年度以降は施設整備事業が一段落することなどにより地方債発行額が減少するため元金償還が大きく進み、平成18年度末に約280億円あった地方債残高は平成27年度には230億円程度にまで減少することを見込んでいる。

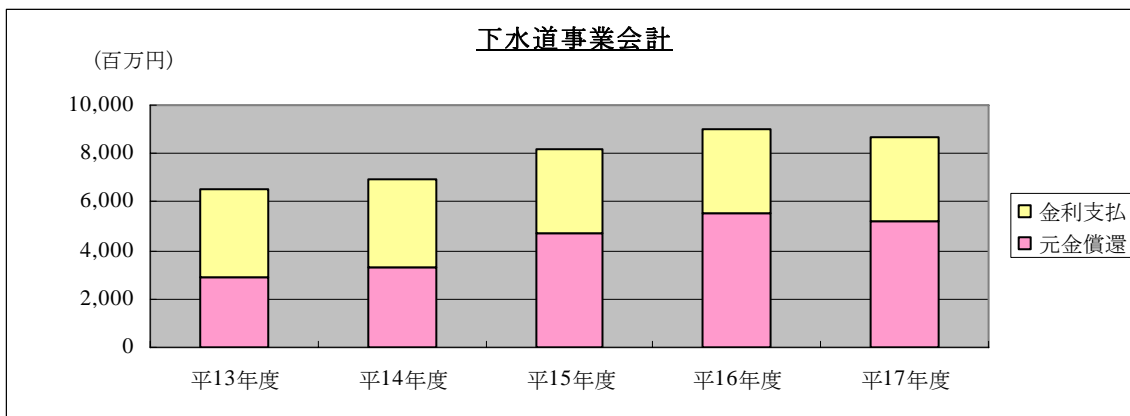
(意見)

しかしながら、水道事業は大規模な施設設備を有していることから施設整備の維持に多額のコストが発生することが考えられる。水道料金の徴収等によりある

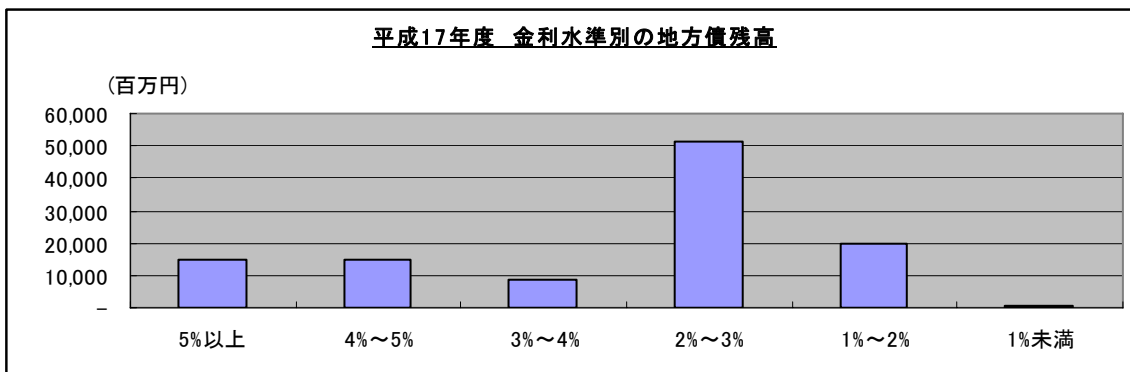
程度の財源確保は可能と思われるが、大規模修繕への対応等については地方債の発行を含め計画的に対応されることが望まれる。

## (2) 下水道事業会計

下水道事業会計における過去5年間の元利支払の状況は次のとおりである。



市の下水道の普及状況は、平成17年度末時点で水道局管轄分の人口普及率75%、面積普及率68.3%であり整備状況とするとまだ途上の段階にある。そのため下水道整備事業は継続的に実施され、それに伴って地方債残高も増加しその元利返済額も増加傾向を示しているが、平成12年度をピークに地方債の新規発行が抑制されているため平成17年度は前年度に比較して元利支払が減少している。金利負担は元利返済合計の40%から50%程度と比較的その割合が高い状況にある。これは高金利の地方債が残高として残っているためであり、平成17年度末の地方債残高については以下のような状況となっている。

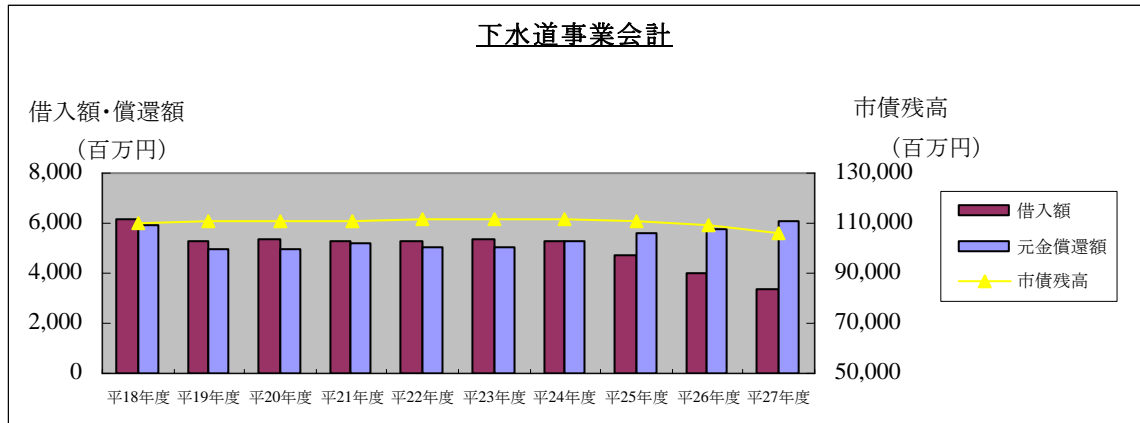


これを見ると5%以上の高金利の地方債は150億円以上で残高総額の13%程度を占めており、3%以上の水準のものが約390億円で残高総額の35%程度を占めている。これに対して市では金利負担軽減のために高利率の地方債について借換えを進めている。借換え対象としているのは今後の金利支払額の発生状況をシミュレーションし、借換えによる金利負担軽減効果が大きいものを抽出している。平成15年度から平成18年度においては借換えを実施している。

しかしながら、借換えが可能な地方債は公庫引き受けによるものと縁故債と言われる市中金融機関の引き受けたものに限定され、政府資金や簡保が引き受けた地方債については認めてもらえない。また、借換え可能額は国全体で枠が決められてしまい市の借換え可能額はそこから割り当てられた分のみである。

このような制約が付されているため積極的に借換えを進めてゆくことは難しいと思われるが、借換えによる金利負担軽減の努力は継続してゆかれることを期待する。

次に、今後 10 年間の地方債の新規発行、元金償還額の予定は以下のとおりである。



下水道の人口普及率が 75%程度であり、下水道布設に対する市民の要望も強いと感じているため下水道が布設できる地域については平成 24 年度には 100%としようとする計画を元に整備事業を進めている。そのため今後も地方債の新規発行は 50 億円前後と比較的高水準のまま推移するため、地方債残高は横ばい状態である。下水道の普及は市民生活に密着したものであるため下水道整備が完了していない地域の住民とすれば早期に普及してもらいたいという要望はあると思われる。

(意見)

しかしながら、これまでは比較的人口の密集した地域での布設であったため下水道料金の見込めるものであったが、今後布設事業が進められる地域は必ずしも事業コストと比較して普及率の上昇が見込めなくなるいわゆる不採算地域への事業といえる。事業の性格は公益性の観点から進められるものであるため、必ずしも採算性に固執する必要はないが、下水道の普及を進めることで下水道料金の今後の見通し、地方債償還負担、維持コストの上昇などで結果的に市民の負担がどの程度増加するかなどの情報を提供し、市民が適切に判断できるように配慮する必要があると考える。

(3) 下水道事業会計での収支状況

下水道事業会計は平成 17 年度で企業会計の 75%を占め、市債全体に占める割合も 32%となっている。さらに平成 27 年度末予測では、市債全体に占める割合が 42%にまで上昇するので、いま少し詳しく見てみることにする。

平成 17 年度予算での下水道事業会計における収入は総額で 18,737 百万円、支出は 19,236 百万円となっている。これを元に下水道事業会計でのプライマリーバランスを試算すると収入 13,062 百万円に対して、支出は 10,550 百万円となるので 572 百万円のプラスになる。ただし、一般会計からの負担金が 1,272 百万円、一般会計からの補助金が 2,677 百万円あるので、これを除くと大幅なマイナスになる。

平成 24 年度には下水道が布設できる地域についての布設率を 100%とし、市民の全戸水洗化を平成 29 年度に実現するとの目標からすれば、収入や支出が今後



急激に変動することは考えられない。むしろ今後は、住宅密度の低い市の周辺地域への配管布設が進むことになるので、配管距離は伸びて建設改良費用は増加するが、一方で加入世帯は従来ほど伸びないと見込まれるため、受益者負担金や使用料収入は費用程には増加しないと見込まれる。

#### 下水道使用料他市比較

市	平成 18 年 10 月現在の下水道料金
長野市	8,234 円
和歌山市	5,418 円
岐阜市	5,082 円
富山市	7,190 円
松本市	7,280 円

(注)富山市が家族 4 人で使用するとして想定している 2 ヶ月間の使用量 48 m<sup>3</sup>で比較

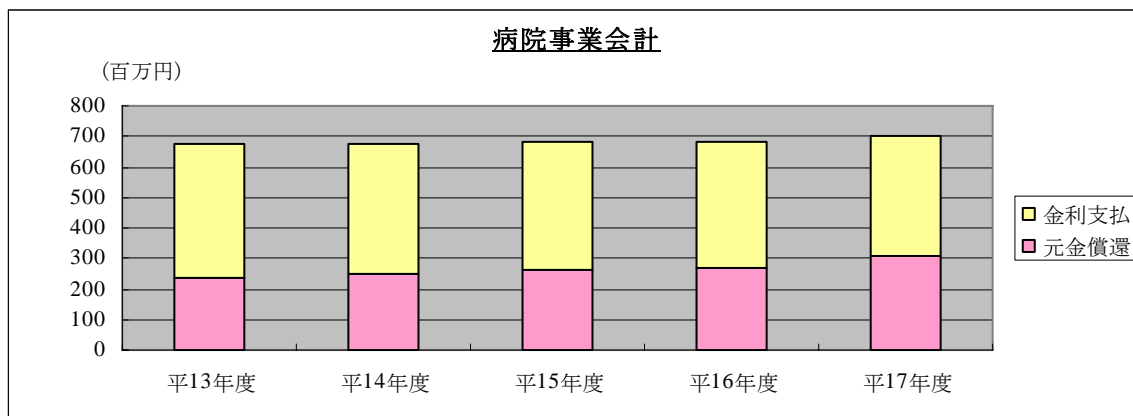
#### (意見)

このように他市と下水道使用料を比較した場合、長野市の料金は安いとは言えないので、今後使用料金の値上げによる下水道事業会計での収入増加には限界があるといえる。

結局、下水道事業会計でのマイナス部分は一般会計からの繰入金で賄わざるを得ないので、下水道事業運営に必要となるコストの削減を続けて行くことが必要になる。

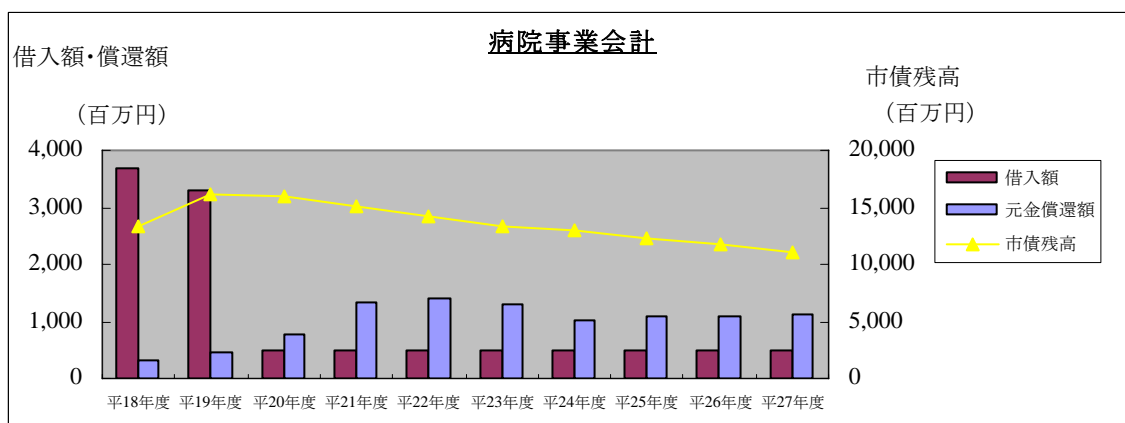
#### (4) 病院事業会計

病院事業会計における過去5年間の元利金の支払状況は次のとおりである。



病院事業会計では長野市民病院の建設のために平成4年度から平成6年度にかけて約100億円の地方債発行が行われ、その後も平成11年度、14年度、17年度と地方債が発行されている。その結果、過去5年間では公債費に占める金利支払割合が高く、元金償還が公債費の金額のわりに進んでいないことがわかる。

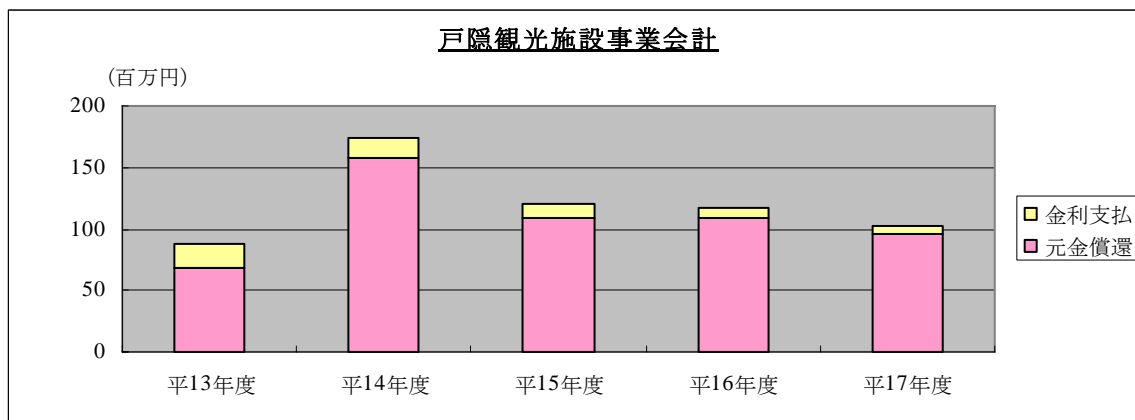
病院事業会計における今後10年間の地方債の新規発行、元金償還額の予定は次のとおりである。



病院事業会計では病院の増床事業や医療機器整備事業などにより平成18年度、19年度であわせて70億円の地方債の発行を予定している。そのため平成19年度までは地方債の発行残高が増加し、平成20年度以降本格的に償還が進むことになる。年間の償還額も平成21年までは増加し続け平成21年度以降は10億円前後の元金償還が行われ、金利負担も4億円から5億円発生することが見込まれている。

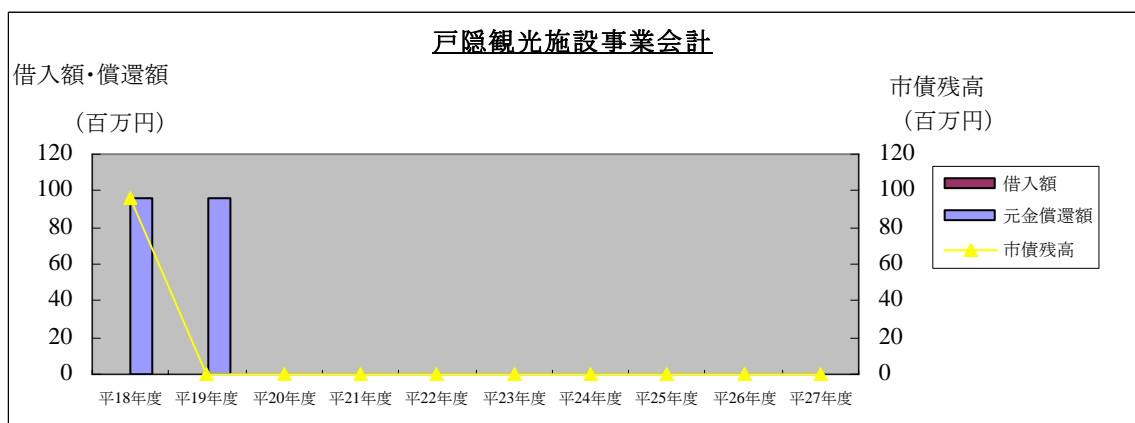
## (5) 戸隠観光施設事業会計

戸隠観光施設事業会計における過去5年間の元利金の支払状況は次のとおりである。



戸隠観光施設事業会計における地方債は平成9年度以降新規発行が行われておらず、公債費も元金償還分がほとんどである。

戸隠観光施設事業会計における今後10年間の地方債の新規発行、元金償還額の予定は次のとおりである。



今後10年間の見込みでは地方債の新規発行は予定されておらず、現在の地方債残高も平成19年度までに完済される予定である。

### (意見)

この状況を見る限り施設の設備投資に関しては終了し維持管理については事業の収入により賄えるという考えが読み取れるが、当該事業はスキー場施設の管理運営であり特にリフト設備の老朽化による取替や大規模な修繕の発生可能性が考えられる。このような多額の資金を必要とする状況について地方債の新規発行の可能性も含めて計画的に対応できるようにすることを期待する。

以 上